

成田赤十字病院
製造販売後調査経費算出基準 改正の記録

改正日：2019年9月6日

項目	現行	改正後	改正理由
製造販売後調査 経費算出基準 (3) 消費税	消費税 $(A+B) \times 8\%$ <u>円 : (C)</u>	(なし)	消費税改正のため
製造販売後調査 経費算出基準 委託研究費	委託研究費 $(A+B+C) =$ <u>円 (消費税込)</u>	委託研究費 $(A+B) =$ <u>円 (別途消費税)</u>	消費税改正のため
製造販売後調査 経費算出基準 注釈	(なし)	* 消費税は支払対象報告書の提出日時点での税率に従う。	消費税改正のため